

令和4年度

第12回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和5年3月22日（水）午後3時00分～午後4時10分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
4. 出席委員
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光
(4)高橋 強 (5)藤原 孝治 (6)末廣 信久
5. 議事録署名委員 9)太田 隆之 10)森本 善明
6. 現地確認 11)山本 昭雄 12)岩崎 一彦
(4)高橋 強 (5)藤原 孝治 (6)末廣 信久
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事
 - 第56号議案 農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について 1件
 - 第60号議案 農地法第3条の規定による許可について 5件
 - 第61号議案 農地法第4条の規定による許可について 1件
 - 第62号議案 農地法第5条の規定による許可について 1件
 - 第63号議案 非農地証明願いの承認について 3件
 - 第64号議案 農地法施行規則第29条(200㎡未満)の規定による確認について 1件
 - 第65号議案 「加東農業振興地域整備計画」の軽微な変更に対する意見について 1件
 - 第66号議案 農用地利用集積計画の決定について 28件
 - 第67号議案 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について 1件
 - 第68号議案 下限面積の別段面積の廃止について 1件
 - 第69号議案 個人情報保護に関する法律施行細則の制定について 1件
 - 5) 報 告
 - 報告第30号 市街化区域内の農地法第5条の届出について 3件

- 6) その他
- 7) 閉会

局 長	<p>ただいまから、令和4年度第12回加東市農業委員会総会3月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名全員で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員、末廣委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	～國井会長あいさつ～
議 長	<p>ただいまから、令和4年度第12回総会3月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の現地調査をしていただきました、山本委員さん、岩崎委員さん、高橋推進委員さん、藤原推進委員さん、末廣推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に9番の太田委員と10番の森本委員を指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>保留としていた第56号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第56号議案を朗読～
議 長	<p>続いて、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>先月の定例会で保留にしていた件になります。資料P1に位置図、P2に配置図をつけております。</p> <p>申請人は、平成元年頃、農地の一部を農作業場にするため農振の軽微変更手続きをされましたが、それで転用も完了したと思い込み、農業委員会への届出をしておられませんでした。このたび無届であることが判明し、指導して届を出してもらいましたが、現在、農作業場の一部をコイン精米機に貸しておられ、2月の現地調査で、それが農業用施設に当たらないとのご指摘をいただきました。法令等を再度精査し、ご指摘のとおり、農業者が管理していないものは農業用施設といえないということを確認したので、この届出につきましては、取り下</p>

	<p>げさせていただきます。指導不足でこういった届出を一旦受け付けてしまいまして申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。続きまして、第 60 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 60 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続いて内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料は P3 に申請地と譲受人耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲渡人は、農業後継者がいないため、農地を手放すことを検討されていたところ、譲受人が自宅に近く耕作に便利のため購入することで話がまとまり、申請されました。譲受人は必要な農業機械等を所有しており、農地を適正に管理されています。</p> <p>番号 2 と 3 は関連していますので一括してご説明いたします。資料 P4 に申請地と譲受人耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲受人は、経営規模拡大のため、果樹栽培用の農地を探しておられたところ、申請地を譲ってもらえることになり申請されました。譲受人は認定農業者で、必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。</p> <p>番号 4 資料 P5 に申請地、P5～6 に譲受人耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲渡人は、高齢になり耕作が困難なため、隣接地を耕作する譲受人に売却することになり申請されました。譲受人は、必要な農業機械を所有しており、農地を適正に管理されています。</p> <p>番号 5 資料 P8 に申請地と譲受人耕作地位置図をつけております。</p> <p>譲渡人は、農地を相続されましたが遠方で管理できないため、地元の農家である譲受人が購入することになり申請されました。</p> <p>譲受人はご夫婦で農業をされており、必要な農業機械も所有しています。</p> <p>これら 5 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第 60 号議案の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありませんか。</p>

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 60 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第60号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第61号議案「農地法第4条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第61号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号1、〇〇外2筆は、〇〇の北西約30mおよび約50mと南西約50mにあり、現場は営農型太陽光発電設備でありました。以上、報告終わります。
議 長	続きまして、内容説明をお願いします。
事務局	資料 P9 に申請地位置図、P10 に土地利用計画図、P11～13 に営農計画書、P14 に誓約書をつけております。 申請人は、平成 26 年 4 月から、農地法第 4 条の一時転用許可を受けて、申請地に発電設備を設置し、営農型太陽光発電を行っています。現許可の期間が令和 5 年 4 月 23 日で満了するため、再度、3 年間の一時転用を申請されました。 申請人は、太陽光パネルの下でサツマイモを栽培し、毎年約千キロの反収を維持して、報告書も適正に提出されていることから、発電設備の下部の農地における営農は適切に継続されていると考えます。 なお、申請地は農業振興地域内の農用地ですが、農業振興地域整備計画に支障ない旨の意見書が加東市から交付されています。加古川西部土地改良区は受益地外です。 この一時転用につきましても、農地法第 4 条第 6 項各号には該当せず、転用の許可要件を満たすものと考えます。 以上で、第 61 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 61 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第 62 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 62 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。
現地調査委員	番号 1 の〇〇外 1 筆は、〇〇の南西約 80m にあり、現場は雑種地及び畑でありました。
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	資料 P15 に申請地位置図と P16 計画平面図をつけております。 譲渡人は、申請地が競売された際に、自作地の隣だったので購入しましたが、長年休耕地で土地がやせており耕作困難でした。このたび、自動車整備・中古車販売業を営む譲受人が、事業用の車両の保管場所として取得したいという話になり、申請されました。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播土地改良区は決済済みです。この転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。以上で、第 62 号議案の説明とさせていただきます。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 62 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案

	<p>のとおり許可相当という意見を付けて県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p>
	<p>続きまして、第63号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第63号議案を朗読～</p>
議長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>番号1 〇〇は、〇〇の北西約350mにあり、現場は原野でありました。</p>
	<p>番号2 〇〇外1筆は、〇〇の北西約250mにあり、現場は宅地及び雑種地でありました。</p>
	<p>番号3 〇〇は、〇〇の西約400mにあり、現場は宅地でありました。</p>
議長	<p>それでは、内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1 資料P17に位置図、P18に現況写真をつけております。 申請地は、〇〇から少し南に入った位置にあり、周囲の雑木林と一体化して山林化しているため、農地パトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて、登記地目と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播土地改良区は決済済みです。</p>
	<p>番号2 資料P5に位置図、P7に現況写真をつけております。 申請地は、〇〇から〇〇へ続く市道沿いにあり、平成2年頃から農業用倉庫と倉庫への進入路として使われており、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、土地改良区の受益地外です。</p>
	<p>番号3 資料P19に位置図、P20に現況写真をつけております。 申請地は、昭和28年頃に物置が建てられ、その後、平成14年頃に物置は老朽化して撤去されましたが、登記地目が田であることが判り、登記と現況を合わせるため非農地証明を申請されました。申請地は農</p>

	<p>業振興地域の農用地外で、土地改良区の受益地外です。</p> <p>これら3件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第63号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第63号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第63号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第64号議案「農地法施行規則第29条の規定による確認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第64号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、現地調査委員からの報告をお願いします。</p>
現地調査委員	<p>番号1 ○○の一部は、○○の北東約110mにあり、現場は宅地及び畑でありました。</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1 資料はP21に位置図、P22に配置図をつけております。</p> <p>申請人は、約30年前に設置した農業倉庫が狭くなったので、増築と、進入路の拡幅を計画されましたが、もともと無届であることが判り、始末書を添付して申請されました。申請地は農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。</p> <p>この届出については、「加東市農業委員会 農地法施行規則第29条第1項の規定による転用に関する要綱」に基づき提出されており、転用面積が200㎡未満の農業用施設に該当しますので、受理の要件を満たすものと考えます。以上で、第64号議案の説明とさせていただきます。</p>

	す。
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 64 号議案「農地法施行規則第 29 条の規定による確認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第64号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第65号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 65 号議案を朗読～
議 長	続きまして、内容の説明をお願いします。
農政課	この度、農地から農業用施設用地への用途変更の申出がありましたので説明させていただきます。 資料 P23 をご覧ください。〇〇の一部面積は〇〇㎡のうち〇〇㎡となっております。所有者は〇〇さんです。登記地目、現況地目ともに田です。こちらの土地につきましては、平成 4 年に圃場整備事業を実施しております。事業者は〇〇さんで、土地所有者との関係はございません。事業の概要につきましては農機具格納庫および進入路です。 実施する理由について説明させていただきます。事業者は約 1ha の農地を耕作している農家で、水稻を作付しています。現在、トラクター・コンバイン・田植え機および草刈り機等を申出地の西側にある倉庫に保管していますが、老朽化しているために建て替える必要があるとのことです。 しかしながら地区の所有地でありますので、移設する必要があり、農業用機械等を保管する格納庫が新たに必要であるため、このたび、農地から農業用施設用地への用途変更を申し出られております。 なお、農機具の格納庫内は配置図のとおりとなっております、申出地の面積は過大ではありません。配置図の方は後で説明します。 また、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他の総合的な利用に支障は及ぼしておりません。実施につきまして

	<p>は、令和5年の6月頃を予定しております。農地法では農地区分は農振農用地となっております。都市計画法につきましては許可不要と聞いております。その下にはその他の支払制度関係の有無を記載しております。</p> <p>P24をご覧ください。こちらが位置図になっておりまして、真ん中の紫色の箇所が今回の事業者の方の自宅となっております。その西側の赤色の箇所が今回の申出地です。</p> <p>続きましてP25、P26には計画図面を添付しております。P25の申出地に長方形の図形があると思いますが、こちらが農機具格納庫となっております。その他の部分は進入路です。P26には農機具格納庫の屋内の配置図を添付しております。</p> <p>最後にP27に現況写真をつけております。説明は以上になります。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第65号議案「加東農業振興地域整備計画の軽微な変更に対する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第65号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして第66号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第66号議案を朗読～</p>
議 長	<p>内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>P9の1番から5番までは、賃貸借権の新規設定です。次の6番から、P11の14番までは、賃貸借権の更新です。つづく15番から18番までは、使用貸借権の新規設定です。次のP12の19番から、P13の27番までが、使用貸借権の更新です。最後の28番は、中間管理事業の新規設定で、ひょうご農林機構が賃貸借で借り上げて、担い手に貸し付けをされます。</p> <p>全体が、P8の集計表です。賃貸借権の設定が15件、35筆、59,913㎡、その内、括弧書きが中間管理事業によるもので1件、4筆、5,265㎡、使用貸借権の設定が13件、30筆、42,870㎡で、合計28件、65</p>

	<p>筆、102,783 m²に利用権が設定され、3月31日に公告される予定です。 以上で、第66号議案の説明とさせていただきます。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議長	<p>意見がないようですので、採決いたします。 第66号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議長	<p>はい、全員挙手にて第66号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第67号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第67号議案を朗読～</p>
議長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部を改正する件です。加東市農業委員会としてこの農地の利用の最適化にどのように取り組んでいくかという目標や、どういった内容で進めていくかというところを示したものです。</p> <p>令和元年の12月に加東市農業委員会としてこの指針を策定していましたが、令和5年4月1日施行の法改正によりまして、これまでは努力義務だったものが全国全ての農業委員会で義務化作成に変更されたことと、あと法改正により内容の一部追加や目標の数値等を今の最新の時点のものに修正する必要がございましたので修正しております。議案書のP14からP20までが新旧の対照表です。</p> <p>左側が改正前、右側改正後となっており、下線部分は変更なり追加があった箇所となっております。</p> <p>議案書のP21からP25が指針で、赤字で表記しているところが今回改正をさせていただくところです。</p> <p>法改正の関係で内容の追加、目標の数値を最新のものにしておりまして目標の数値は加東市の農政課が作っている基本構想ですとか、農業活性化ビジョンの数値を拾ってきておりまして、そちらとの整合性を図らせていただいております。</p>

	<p>内容をご確認いただければと思います。もし何かありましたら、おっしゃっていただき、また修正をさせていただきたいと思います。以上第 67 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、少し難しく分かりにくいですが、何か意見はありませんか。</p>
委 員	<p>担い手への農地利用集積目標が令和5年で50%が、令和10年で30%になっていますが、これも地域計画ですか。</p>
事務局	<p>地域計画ではなく、基盤法関係の基本構想で定められておりまして、そちらの目標に合わせています。</p>
委 員	<p>目標値を上げるのは分かりますが、下げた理由は何でしょうか。</p>
事務局	<p>市の基本構想の3割に合わせておりますが、前回、別の数字を拾ってきていたのかもしれませんが。今回は整合性を図って数字を合わせています。</p>
委 員	<p>2年間の集落営農の目標ではないのですか。</p>
事務局	<p>おそらく見直し等はあるとは思いますが、現時点の基本構想はこの数字ですので、今後その地域計画などが進んでいく中で、基本構想の方も見直しがかかって数字が変わっていく可能性はありますので、そうになりましたら、こちらも修正する必要があるかと考えています。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。 第67号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて第67号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして、第68号議案「下限面積の別段面積の廃止について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	～第68号議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>議案書 P27 に廃止理由を載せております。</p> <p>当初に、法律では下限面積は 50a になっておりまして、各市町で公示した場合は下限面積の別段面積を定められるということで、加東市は平成 21 年に 30a と定めておりました。</p> <p>今回、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、この下限面積の別段面積も 4 月 1 日で効力が失われますので、別段面積の公示を今回廃止することになります。</p>
議 長	内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第68号議案「下限面積の別段面積の廃止について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	～全員挙手～
議 長	<p>はい、全員挙手にて第68号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第69号議案「個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	～第69号議案を朗読～
議 長	続いて、内容の説明をお願いします。
事務局	<p>議案書はP29をご覧ください。</p> <p>加東市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されました。今までは各市町村で個人情報保護条例というのを定めまして地方自治体は皆その条例で個人情報を扱っていたのですが、法律が改正されまして、その各市町村で定めた条例を廃止して法律に集約されたというか、一括化されたという形になりました。加東市の個人情報の保護に関する条例も廃止されまして、その代わりにその法律の施行条例というのを新たに市で定めております。その法律施行条例のもう少し細かいことを定めた法律施行細則を加東市が定めております。農業委員会も別で定めてもいいのですが、内容的には市が定めたものと全く同じ</p>

	<p>ような形になりますので、農業委員会の個人情報の取り扱いについても、その法律施行細則という形で準用します。</p> <p>以前は、加東市個人情報保護条例施行規則という名前でしたが、それは廃止いたしまして、加東市（農業委員会）個人情報に関する法律施行細則という形に名前を変えます。以上です。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 69 号議案「個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて第69号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告第 30 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 30 号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 1、資料 P28 に位置図をつけております。</p> <p>農地を分譲住宅用地（5 区画）と専用通路にする届出を受理しました。</p> <p>番号 2・3、資料 P29 に位置図をつけております。</p> <p>農地をホテル宿泊者及び従業員の露天駐車場にする届出を受理しました。</p> <p>以上 3 件の届出については添付書類等完備していましたので、専決処理により、1 番は 2 月 15 日付、2・3 番は 3 月 1 日付で受理通知書を交付しました。以上で、報告第 30 号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。</p> <p>続いて、報告第 31 号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 31 号を朗読～</p>

議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番と2番は、双方合意により無条件で利用権を解約し、解約後は借人を変更されます。3～5番は双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し解約後は借人を変更されます。以上、報告第31号のご説明といたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から何点かご連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目に、農地貸付け等希望申出書をお手元にお配りしています。</p> <p>場所は〇〇で、所有者は〇〇の〇〇にお住まいの〇〇さんです。遠方にいらっしゃるので管理ができないということで、以前は同じ〇〇の〇〇さんに口約束でお願いをされていたようですが、最近連絡が取れず農地が荒れている状態で、農地パトロールで指導文書を送りましたところご連絡がありました。誰でもいいので貸したい・売りたいとこのことで、お声かけ依頼がありましたのでお配りしています。借賃は無料でもよく、売買の場合は価格要相談とのことです。</p> <p>どなたかいらっしゃいましたら、お声掛けをよろしく願いいたします。</p> <p>それから、お手元に水色のファイルをお配りしています。令和5年度の議案書等を綴っていただくためのファイルで、またご活用いただければと思います。</p> <p>最後に、毎月のことですが、今年度最後の定例会になっておりますけれども、活動記録カードのご提出を忘れずによろしく願いいたします。事務局からは以上になります。</p>
議 長	<p>他に何か質問ございませんか。</p>
各委員	<p>～質問なし～</p>
議 長	<p>本日はありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第12回総会3月定例会を閉会いたします。</p>

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

議事録署名委員 太田 隆之

議事録署名委員 森本 善明
